

仕様書

令和7年度沖縄県域 GIGA スクール第2期学習者用
端末等のリース調達業務

令和7年7月1日
沖縄県教育の情報化推進協議会

参考仕様

1	件名	
2	背景・目的	
3	業務概要	
4	調達方法	
5	調達及び業務の範囲	
6	参加自治体	
7	選考基準	
8	調達物品に備えるべき要件等	
9	情報端末機能要件	
10	アプリケーションソフトウェア	
11	搬入・設置及び設定要件	
12	導入要件	
13	セキュリティ	
14	受注者の体制	
15	納入時期	
16	研修	
17	その他	
18	提出物	

1 件名

令和7年度沖縄県域 GIGA スクール第2期学習者用端末等のリース調達業務

2 背景・目的

文部科学省、経済産業省、総務省が掲げる GIGA スクール構想の実現（以下「GIGA スクール構想」という。）による国庫補助金を活用した情報端末等の環境整備を目指し、沖縄県域で大規模調達を行うことにより地域格差をなくし、情報端末の導入に関するコスト及び事務負担軽減や内容の充実を図る。

3 業務概要

文部科学省が示している、GIGA スクール構想の実現に向けた標準的な仕様に基づく端末、周辺機器導入に至る設置及び設定、教員及び教育の情報化を推進する教育委員会担当者等を対象とした研修など、充実した学校教育活動を円滑に行うため一括して共同調達（以下「本調達」という。）を実施する。

4 調達方法

本調達は、令和6年4月17日付け「GIGA スクール構想の実現 学習者用コンピュータの調達等ガイドライン」に基づいた企画競争（プロポーザル）形式とし、提案を比較検討して受注者決定を行う。受注者決定後は、名護市と個別に契約を行う。

5 調達及び業務の範囲

(1) 端末

受託者は、名護市が指定した数量に基づいて、文部科学省が示している標準仕様を基準とし、品質・耐久性にも留意した情報端末を導入すること。なお、情報端末については、使用開始から60か月の利用を想定している。

(2) 業務の範囲

国の令和5年度補正予算による「公立学校情報機器整備費補助金（以下「補助金」という。）」を活用した調達であることを踏まえ、その補助金の趣旨を十分に考慮し、情報端末及び周辺機器、10で示すアプリケーション、ソフトウェア、クラウドをベースとした教育活動を行うためのコンテンツ等を提案すること。

(3) その他

本調達は、補助金の交付を前提とした準備手続きであり、補助金の交付決定及び補正予算成立後に効力を生ずる事業であるので、補助金の交付がなされない場合又は自治体の議会において補正予算が否決された場合等、本調達内容が遂行できないやむを得ない事情が生じた場合は、契約時期の変更又は契約が締結できないこともある。

6 参加自治体

・名護市

※契約内容については、表1のとおり。

表1 契約内容

名護市	
1. 学習者用端末	端末調達台数 7,480 台 （うち予備機 975 台）
2. 設置（納品）場所	市内学校・及び教育委員会（内訳については表2参照） ※予備機については教育委員会に納品
3. 希望納入時期	令和8年2月末までに納入
4. リース開始時期及び期間	5年間 / 令和8年3月1日リース開始予定
5. リース期間満了後の対応	譲渡
6. リース保証の有無	無し
7. 梱包材回収	すべての開梱が完了したタイミングで回収
8. 第1期調達の不要端末回収	
9. その他オプション	・予備機の運用 ・故障機、不具合機の保管 ・端末活用促進のためのサービス ・フィルタリング ・処分端末の選定 ・ペン購入方法の提案 ・充電保管庫への設置

表2 設置場所一覧

	設置場所	所在地	連絡先	予定台数
1	名護市立屋我地ひるぎ学園	名護市字饒平名 159 番地	0980-52-8162	166
2	名護市立真喜屋小学校	名護市字真喜屋 571 番地	0980-58-1251	78
3	名護市立羽地小学校	名護市字田井等 601 番地 2	0980-58-1212	392
4	名護市立稲田小学校	名護市字我部祖河 440 番地 1	0980-52-2676	110
5	名護市立安和小学校	名護市字安和 174 番地	0980-53-8649	79
6	名護市立屋部小学校	名護市字屋部 47 番地	0980-52-2647	752
7	名護市立屋部小学校中山分校	名護市字中山 208 番地 1	0980-52-2441	9
8	名護市立大宮小学校	名護市宮里五丁目 13 番 22 号	0980-52-3355	952
9	名護市立名護小学校	名護市大西二丁目 2 番 22 号	0980-52-2044	783
10	名護市立東江小学校	名護市東江一丁目 7 番 2 号	0980-52-2860	377
11	名護市立瀬喜田小学校	名護市字幸喜 4 番地 1	0980-52-2846	39
12	名護市立緑風学園	名護市字汀間 122 番地	0980-55-8113	153
13	名護市立久辺小学校	名護市字豊原 208 番地	0980-55-2101	135
14	名護市立大北小学校	名護市大北四丁目 19 番 37 号	0980-53-1648	494
15	名護市立羽地中学校	名護市字仲尾次 770 番地	0980-58-1234	266

16	名護市立屋部中学校	名護市字屋部 546 番地	0980-52-2644	366
17	名護市立名護中学校	名護市大西二丁目 2 番 33 号	0980-52-2641	641
18	名護市立久辺中学校	名護市字豊原 208 番地	0980-55-2242	84
19	名護市立東江中学校	名護市大東二丁目 1 番 1 号	0980-52-1225	221
20	名護市立大宮中学校	名護市宮里七丁目 2 番 66 号	0980-52-7412	408
21	名護市教育委員会	名護市港一丁目 1 番 1 号	0980-53-1212	975
				7,480

7 選考基準

「令和 7 年度沖縄県域 GIGA スクール第 2 期学習者用端末等のリース調達業務提案評価表」に示すとおり。

8 調達物品に備えるべき要件等

(1) 基本要件

情報端末は、名護市が示した数量とする。なお、手配、導入から運用、保守、その他のサービスについては、補助金を適切に活用できるよう内容を考慮すること。（中古品等不可）

(2) 情報端末価格

ア 原則、補助基準額上限の 56,100 円（税込）以内。（オプションを除くすべての費用を含む。）

※上記の金額にリース料は含まないものとする。

イ 上記価格を超える場合も審査対象とするが、端末価格の評価点に影響する旨、留意すること。

ウ 受託者へ県が支払う補助額については、仕入れ税額控除を考慮し、下記の計算式により、計算するものとし、補助額の上限額を 34,000 円とする。

《情報端末に係る補助金の仕入れ税額控除を考慮した計算方法について》

・情報端末価格が補助基準額上限 56,100 円以内の場合

端末税抜価格×補助率（2/3）＝補助額≦34,000 円

・情報端末価格が補助基準額上限 56,100 円を超える場合

端末税抜価格×補助率（2/3）＝補助額＝34,000 円 ※千円未満切り捨て

(3) 希望するオプション等

名護市教育委員会が希望するオプションは表 1 に示す通り。単価を示しオプションとして提案すること。（オプションの契約は名護市教育委員会の判断によるものとする）。

(4) 情報端末導入台数

7,480 台

(5) その他

別に指定がない限り、情報端末は同一機種とする。

9 情報端末機能要件

OS	ChromeOS
CPU	Intel Celeron Processor N4500 と同等以上 ※Intel 社製に限定するものではない。
ストレージ	32GB 以上
メモリ	4 GB 以上
画面	10～14 インチ、タッチパネル
キーボード	日本語キーボード
無線	IEEE 802.11 a/b/g/n/ac/ax 以上
周辺機器	ハードウェアキーボード及び USI ペンが付属すること
カメラ機能	インカメラ及びアウトカメラ（オートフォーカス機能を有していること）
音声接続端子	マイク・ヘッドフォン端子を 1 つ以上有していること
外部接続端子	USB3.0 以上の規格であって USB Type-C PD(Power Delivery)に対応したポートを 1 つ以上有していること
バッテリー稼働時間	『Google Chrome OS Power LoadTest』で 10 時間以上の稼働時間
重さ	1.5kg 程度を超えないこと（本体、バッテリー、ハードウェアキーボード込み）
堅牢性	MIL-STD-810H に準拠していること
端末管理機能	Google for Education GIGA License を有していること。 ・端末にログイン可能なユーザに関する制御設定 ・端末が利用するソフトウェア、拡張機能等の配信設定 ・接続先ネットワークの制御 ・紛失・盗難時の制御設定
自動更新ポリシー	OS の自動更新期限ポリシーは 2033 年 6 月以上の期間であること。
保証	メーカー保証 1 年を有していること。1 年間は導入業者によるメーカー保証に係る対応をすること。
その他	1 端末を適切に運用するため以下の機能を有していること （1）端末の稼働状況を把握できる機能 （2）適切なセキュリティ対策としての以下の機能 ・マルウェアから端末を保護する機能 ・ストレージにデータを暗号化して保存する機能（必要に応じて利用可能であればよい） 2 OS メーカー（端末の OS と異なるものでもよい）が標準的に提供する教科横断的に活用できるソフトウェアを学習用ツールとして整備すること

10 アプリケーションソフトウェア

- (1) 原則として GIGA スクール第1期で導入している学習系アカウント（Google アカウント）が利用できること。
- (2) 導入するツール、サービス、コンテンツ等は、クラウド利用を前提としたもので、情報端末の機種には関係なく、主体的・対話的で深い学びを実現する授業実践が、円滑に行える性能及び機能を有するものであること。
- (3) 児童生徒及び教職員が安心安全に利用できる機能を有すること。
- (4) 原則としてリース開始日より 60 か月間追加費用なく利用できるものとし、利用に年限等がある場合は、例外として追加費用なく利用できる期間を示すこと。
- (5) 利用できる各製品のオンラインマニュアル等を用意又は紹介すること。

11 納入・設置及び設定要件

(1) 全般

- ア 名護市が希望する場合、児童生徒が共同利用することを前提とし、学校ネットワーク及び各家庭での利用にも対応できる設定にすること。
- イ 名護市が希望する場合、アプリケーションソフトウェア等については、特別な設定をすることなく利用できる状態で納品すること。

(2) 納入・設置

- ア 調達物品の搬入先は、表2の設置場所一覧に示すとおり。
- イ 名護市が不要とした段ボールや梱包材は受注者で回収すること。
- ウ 電源及び設置場所は、学校又は名護市教育委員会で用意する。

(3) 設定

- ア 各端末は、各学校のネットワークに Wi-Fi 接続できる状態にすること。
（必要に応じて全端末の MAC アドレス情報を名護市教育委員会に提出すること）
- イ 在宅学習のために、家庭に持ち帰って、個人契約のネットワーク等に Wi-Fi 接続することを想定した初期設定をすること。
- ウ 調達物品は、名護市教育委員会が指定する様式で管理用のラベルを貼付すること。（天板左上）
※その他のラベル（天板左上以外の箇所、ペン、電源ケーブル等）は表1を参照すること。
- エ 初期不良があった場合は、納品した同一機種にて速やかに交換を行うこと。
- オ 授業で使える設定にしていること。（企業登録用のアカウントにより、同一自治体内の学習用端末と同様の設定を実施すること。）
- カ ゼロタッチ登録を有効活用すること。

(4) 進捗報告

納入に際しては、学校の授業や業務に支障がないよう配慮し、各学校及び名護市教育委員会に定期的な進捗報告を行うこと。納入前に名護市教育委員会に対して、実施体制及びスケジュールを提示し、十分に協議を行いながら円滑な納入を実施すること。

(5) 配慮事項

学校の設備に損傷を与えないよう十分な配慮を行い、必要に応じて養生を行うこと。また、突発的なトラブルがあった場合は、速やかに名護市教育委員会に連絡し、指示を受けること。

1 2 セキュリティ

- (1) 学校及び名護市教育委員会による個人情報の取扱いには細心の注意を払うこととし、名護市の「個人情報の保護に関する法律」をはじめとする関係法令を遵守できるよう支援すること。
- (2) 受注者及び業務従事者は、業務上知り得た情報については、第三者への漏洩、又は他の目的に利用してはならない。本契約終了後または解除後においても守秘義務を負うものとする。
- (3) 名護市教育委員会における資料要求に対して、適切な資料を提供すること。
- (4) 受注者から受注者以外の業者へ業務を再委託する際には、事前に名護市教育委員会に報告すること。
- (5) 再委託先の情報管理責任は、受注者が負うこと。
- (6) クラウドに保存された情報に対しては、改ざん、漏洩、不正アクセス等を抑止する仕組みを有すること。

1 3 受注者の体制

- (1) 円滑な導入を行うための体制（共同企業体も可）を整え、再委託の有無に関わらず、関係する全ての体制について体制図を提出すること。
- (2) 迅速な対応を行うために、事業者（共同企業体の場合は少なくとも1社以上）の本支店又は営業所が、沖縄県に1か所以上あること。

1 4 納入時期

希望する納入時期は表1に示すとおり。調達物品の納入時期は名護市教育委員会と協議の上で対応すること。

1 5 研修

端末導入時には Google サポートパックが適応されるので、独自の研修を積算に含めないこと。

1 6 その他

- (1) 契約事務等に必要となる全ての費用は、本調達の費用に含まれるものとする。次年度以降に、必要となる経費が想定される場合があれば明示すること。
- (2) 名護市教育委員会から、今後も継続的に利用したいと希望があがっているアプリケーションソフトについては、クラウド利用ができるコンテンツに限り、利用できるようにすること。
- (3) 名護市教育委員会から引き取った端末を再利用する場合には個人情報の漏洩がないよう適切に処理すること。また、引き取った端末を廃棄する場合は、再利用と同様に個人情報の漏洩がないよう適切に処理するとともに、関連法令を遵守すること。

1 7 提出物

- (1) 管理番号
- (2) シリアル番号
- (3) MAC アドレス一覧

- (4) 設置場所一覧及び写真
- (5) 設置した端末及び付属品の写真（ラベルが確認できる程度）
- (6) キットニング作業写真
- (7) その他必要書類

※各学校のネットワークに Wi-Fi 接続できる状態がわかる資料等、名護市教育委員会が必要とするもの。